

平成27年度くらし安全・消費生活課事業概要

長野県くらし安全・消費生活課

平成27年度当初予算額

175,521 千円

(国庫支出金96,590 雑入1,767 一般財源77,164)

(平成26年度当初予算額

224,862 千円)

<施策体系>

		基本方針・施策	予算額 (千円)	分野
しあわせ信州	県民生活の安全確保	I 県民の安全・安心	0	消費生活の安定と向上
		1 商品・サービスの安全・安心		
		(1) 食品の安全・安心の確保		
		(2) 消費者事故情報等の収集及び提供		
		2 物価の安定と情報提供		
		3 持続可能な消費生活		
		II 商品・サービスの適切な選択機会の確保	5,553	
		1 適正な商取引の確保		
		(1) 悪質事業者に対する厳正な指導、処分		
		(2) 不適切な表示に対する立入検査、指導		
		(3) 割賦販売における事業者指導		
		2 多重債務者対策の強化		
		III 消費者教育の充実	44,384	
		1 消費生活情報の発信・啓発		
		2 消費者教育・学習		
(1) 消費者教育の推進方策の検討				
(2) 学校等における消費者教育の推進				
(3) 地域・職域等における消費者教育の推進				
(4) 消費者教育を担う人材の育成				
3 環境教育・食育等への取組				
IV 県民意見の反映	248			
1 透明性の確保				
(1) 消費生活審議会の運営				
(2) 消費者施策等の公表				
2 県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働				
V 相談窓口の強化	106,528			
1 県消費生活センターの機能強化				
2 市町村相談体制の充実・強化				
小計(156,713)	
県民生活の安全確保	県民生活の安全確保	I 交通安全運動の推進	2,358	交通安全対策
		1 交通安全運動推進本部・地方部の運営		
		2 交通安全功労者等の表彰		
		II 交通安全啓発活動	2,392	
		1 季別の交通安全運動等における広報啓発		
		2 地域別重点啓発事業		
3 交通安全関係団体の支援				
III 交通事故相談所の運営	14,058			
長野本所、松本支所、飯田支所、上田支所				
小計(18,808)	
県民生活の安全確保	県民生活の安全確保	I 防犯対策の推進	0	防犯対策
		安全安心なまちづくりに向けた施策の企画、調整及び推進		

<事業概要>

H27 当初予算額 156,713 千円(うち一財 58,403 千円)
H26 当初予算額 205,031 千円(うち一財 57,637 千円)

I 県民の安全・安心のために

1 商品・サービスの安全・安心

(単位：千円)

施策	事業内容	H27	H26
(1) 食品の安全・安心の確保			
不適切な表示に対する事業者指導	国及び県表示担当課（健康増進法、食品衛生法、JAS法、景品表示法等）が情報の共有、連携を図りながら、関連する業界団体を含めた事業者指導を徹底する。	—	—
業界団体等と協働した事業者啓発広報（後掲）	適正な食品表示の徹底に向けて、関連する業界団体等と協働し、事業者に対する講習会の開催など、法令等の趣旨の徹底を図る。	273 (273)	—
食品表示法の運用	健康増進法、食品衛生法、JAS法における食品表示が、包括的、一元的な表示制度となることから、法律の適切な運用、執行体制の整備を行う。	—	—
(2) 消費者事故情報等の収集及び提供			
消費生活庁内連絡員の配置	消費生活に関連する業務を所管する部局に消費生活庁内連絡員を配置し、県民の生命・身体に危害が及ぶおそれのある製品事故等の情報を収集する。	—	—
リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	PIO-NETなどからの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報及び重大事故情報等を広く収集し、各種媒体を通じて速やかな提供、周知を図る。	—	—
消費生活用品の立入検査・指導	消費生活用製品安全法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	—	—
製品テストの実施	県民の生命・身体に危害が及ぶ恐れのある製品事故は、消費者庁へ報告するとともに、国民生活センター等の専門機関を通じ必要に応じて製品テストを実施する。	—	—

2 物価の安定と情報提供

施策	事業内容	H27	H26
生活関連物資等の監視、調査及び公表	生活関連物資等の価格の動向と需給の状況等を監視し、必要に応じて消費生活条例に基づき価格、需給動向を調査し、結果を公表する。	—	—
石油製品価格動向調査の実施及び公表	県内の石油製品価格の動向を調査し、調査結果を公表する。	—	—
関係団体との情報交換と県民への情報提供	石油事業者団体との定期的な情報交換、情報収集を行い、県民に対し石油製品価格の動向等に関する情報を提供する。	—	—

II 商品・サービスの適切な選択機会の確保のために

【5,553千円（国交付金：2,886 雑入：236 一財：2,431）（H26：5,325千円）】

1 適正な商取引の確保

※下段の（ ）は国交付金額

施策	事業内容	H27	H26
(1) 悪質事業者に対する厳正な指導、処分			
徹底した事業者指導と行政処分	PIONEETを活用し、被害状況の傾向・分析を行い、県内での悪質な事案は、国や他の自治体と情報共有、連携し、徹底した事業者指導・行政処分を行う。	211	211
注意喚起情報の発信及び警察との連携強化	消費生活センターへの苦情相談等から、詐欺的な勧誘の情報を直ちに県民に提供、注意喚起を行うとともに、被害防止に向けた対策を警察との連携を強化して取り組む。	—	—
事業者指導・処分のための専門職員の配置・育成	不当取引調査員及び事業者情報調査員を配置し、研修等による能力向上を図り、効果的な事業者指導・処分を行う。	4,853 (2,613)	4,822 (2,600)
(2) 不適切な表示に対する立入検査、指導			
不適切な表示に対する事業者指導（再掲）	国及び県表示担当課（健康増進法、食品衛生法、JAS法、景品表示法等）が情報の共有、連携を図りながら、関連する業界団体を含めた事業者指導を徹底する。	—	—
家電製品の販売に係る適正表示調査	家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査を行う。	—	—
家庭用品の立入検査・指導	家庭用品品質表示法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	—	—
業界団体等と協働した事業者啓発広報	適正な食品表示の徹底に向けて、関連する業界団体等と協働し、事業者に対する講習会の開催など、法令等の趣旨の徹底を図る。	273 (273)	—
(3) 割賦販売における事業者指導			
事業者からの報告徴収・立入検査の実施	友の会や冠婚葬祭互助会から財産状況や業務運営に関する事項等の報告を徴収し、定期的な立入検査を実施する。	—	—
	いわゆる個別クレジット販売において、県民に被害が発生した場合には、報告を求めるとともに、立入検査を実施する。	—	—

2 多重債務者対策の強化

施策	事業内容	H27	H26
多重債務相談の実施	県民からの多重債務相談に対して、多重債務問題改善プログラムに沿って、課題解決を図る。	—	—
多重債務者対策協議会の運営	関係団体・機関21団体と連携、協働し、多重債務者の生活再建や被害の未然防止策についての現状認識、今後の事業展開への情報交換及び協議を行う。	—	—
多重債務者無料相談会の開催	多重債務者の状況に応じた債務整理の方法を助言するため、弁護士会及び司法書士会と協働した無料相談会を開催する。	—	—
金融経済教育の強化	教育委員会及び金融広報委員会等と連携し、多重債務に関する知識の普及啓発及び金融金銭教育を積極的に推進する。	216	292
ヤミ金融業者対策の徹底	いわゆるヤミ金融業者に関する情報及び相談窓口を開設し、警察への通報及び監督上の処分を徹底する。	—	—

Ⅲ 消費者教育の充実のために

【44,384千円（国交付金：39,548 雑入：1,284 一財：3,552）（H26：43,350千円）】

1 消費生活情報の発信・啓発

施策	事業内容	H27	H26
消費生活相談窓口の周知	県・市町村の相談窓口の役割の周知を行い、相談の掘り起こしを積極的に行う。	—	—
消費生活情報の発信・啓発	県ホームページ、メールマガジンにおける注意喚起情報や広報誌等を通じて、随時消費者被害の情報及び対策について発信する。 出前講座やワークショップを取り入れた啓発に取り組む。	2,306	2,404
高齢者に対する消費者被害情報の発信	関係する機関と連携して、高齢者を狙った悪質商法の被害防止キャンペーン推進会議を開催し、啓発資料の配付や各種媒体を活用した情報発信を行う。	16,609 (16,279)	20,313 (19,777)
見守りネットワークを通じた啓発	地域の見守りネットワークを構築し、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び市町村社会福祉協議会等との協働により高齢者の被害防止活動を支援する。	14,509 (14,509)	14,725 (14,725)
若者に対する消費者被害情報の発信	各種媒体を活用し、若者を狙った消費者被害の実態、防止策等を啓発、発信する。	5,330 (4,947)	331

2 消費者教育・学習

施策	事業内容	H27	H26
(1) 世代等を超えた消費者教育の推進方策の検討			
消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を体系的、総合的かつ実践的に推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、より効果的に推進するための方策を協議・検討する。	—	—
消費者団体等との協働	効果的な消費者教育の推進について、消費者団体等とも協働して、推進方策を検討する。	1,074 (624)	1,074 (624)
(2) 学校等における消費者教育の推進			
《小学校、中学校、高等学校、特別支援学校》			
学校における外部人材の活用	学校において、県の実施する出前講座や地域で活動する消費者団体等の人材を活用して、消費者教育を推進する。また、必要な専門講師を積極的に登用する。	—	—
高等学校における教材の作成・活用	高校生が高等学校における消費者教育のための教材作成を行うよう支援する。 作成された教材を活用した消費者教育に取り組む。	249 (249)	119 (119)
小中学校における啓発教材の配付	小中学校における啓発教材を作成し、配布する。	184 (184)	—
《大学、専修学校等》			
消費者教育推進の要請	大学の学生等を対象とした出前講座を実施する。 大学等の設置者に対し、消費者教育の実施及び消費者に配慮できる職業人としての教育の拡充を求める。	—	—

施 策	事 業 内 容	H27	H26
(3) 地域・職域等における消費者教育の推進			
消費者教育の拠点整備	消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化する。 市町村と連携し、消費者教育を生涯学習の一環として推進するための場として、公民館を活用できるよう検討する。	—	—
消費生活講座等の開催	地域における消費者教育推進のため、くらしのセミナー及び出前講座を積極的に開催する。	611	1,715 (1,080)
地域における消費者教育の環境整備	地域における消費者教育の推進のため、担い手である人材の育成や市町村への取り組み強化の要請を行う。	—	—
学校、地域、消費者団体との協働した消費者教育の取組	児童・生徒や高齢者等がそれぞれ抱える消費者問題を共有化し地域力を向上するため、学校、地域、消費者団体が連携・協働した学習会などを検討する。	—	—
消費者団体等の活動支援	地域で活動する消費者団体や福祉団体等が開催する講習会及び啓発活動などに支援を行い、地域における消費者教育を推進する。	1,800 (1,800)	1,800 (1,800)
職域における消費者教育の推進	職域における消費者教育の推進のため、経済団体等への要請のほか、くらしのセミナー及び出前講座等の開催について広報するとともに、事業者、従事者の参加を促進する。	—	—
(4) 消費者教育を担う人材の育成			
消費者教育の拠点整備（再掲）	消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化する。	—	—
学校における人材育成	学校における消費者教育の向上を図るため、文部科学省や国民生活センターの実施するセミナーや講座への参加など指導的な役割も持つ教職員のレベルアップを図るとともに、教職員を対象にした消費者教育研修会を開催する。	956 (956)	335 (335)
地域・職域における人材育成	地域、職域における人材の育成のため、消費者団体や福祉団体、事業者・事業者団体、大学等と協働して消費生活サポーター制度を創設し、研修会等を通じて地域力の向上に取り組む。	756	534

3 環境教育・食育等への取組

施 策	事 業 内 容	H27	H26
環境団体等と協働した取組	学校・地域における消費者教育及び環境学習の推進のため、環境団体やNPOとも協働して取り組む。	—	—

IV 県民意見の反映のために

【248千円（一財：248）（H26：1,692千円）】

1 透明性の確保

施策	事業内容	H27	H26
(1) 消費生活審議会の運営			
消費生活審議会の運営	県消費生活行政の重要事項の審議のため、消費生活審議会を設置・運営する。 施策全般の執行状況について、消費生活審議会に報告し評価を受けるとともに、審議過程の意見等について施策への反映を図る。	248	249
(2) 消費者施策等の公表			
施策等の公表	消費生活行政全般にわたる透明性を確保するため、施策や消費生活審議会における審議状況等をホームページ等で公表する。	—	1,443 (1,443)

2 県民意見の施策への反映及び消費者団体等との協働

施策	事業内容	H27	H26
県民意見の受付窓口	「県民ホットライン」や県消費生活情報のホームページに掲載されたメールアドレスに寄せられた意見等を参考に施策への反映を図る。	—	—
消費者団体等と協働した取組	消費者団体等との意見交換会を開催し、意見・要望の施策への反映を図るとともに、施策の推進にあたっては、セミナーや市町村との懇談会を共催する等、協働して取り組む。	—	—
消費者団体等の活動支援（再掲）	地域で活動する消費者団体や福祉団体等が開催する講習会及び啓発活動などに支援を行い、地域における消費者教育を推進する。	1,800 (1,800)	1,800 (1,800)

V 相談窓口の強化のために

【106,528千円（国交付金：54,156 雑入：200 一財：52,172）（H26：99,664千円）】

1 県消費生活センターの機能強化

施策	事業内容	H27	H26
消費生活相談員による相談・あっせんの実施	県の消費生活センターに消費生活相談員を配置し、県民からの相談・苦情の受け付けやあっせんを実施するとともに、市町村消費生活相談窓口の支援を行う。	50,848	49,909
相談員の相談技術の向上	相談技術の向上及び専門性の確保を図るため、国や国民生活センター等の研修に参加する。	1,516 (1,335)	1,149 (1,008)
苦情処理専門員の配置	専門的な法律知識を必要とする相談・あっせんに対応するため、弁護士等の苦情処理専門員を配置する。	960	960
消費者被害救済委員会の設置・運営	被害の多発、消費者利益が著しく侵害される紛争について、知事の付託に応じて、あっせん・調停を行うため、消費者被害救済委員会を設置・運営する。	78	79
弁護士会との協働	弁護士会と協働による懇談会を開催し、直近の相談動向や対処方法等について、課題の共有を図る。	—	—
消費生活相談窓口の周知（再掲）	県・市町村の相談窓口の役割の周知を行い、相談の掘り起こしを積極的に行う。	—	—

2 市町村相談体制の充実・強化

施策	事業内容	H27	H26
《市町村相談体制の整備》			
市町村消費生活センター設置促進	市町村における消費生活センター設置促進と広域連携による消費生活センター設置促進を支援する。	41,740	38,900
市町村相談窓口機能強化への支援	市町村相談窓口への啓発資料の提供のほか、消費生活相談員の配置や啓発事業などに支援する。	(41,740)	(38,900)
《市町村相談窓口への技術的支援》			
相談員等の技術的支援	相談員等の相談技術向上のための研修会を開催する。県消費生活センターに市町村消費生活相談支援員を配置し、相談業務に対する助言を行う。	8,430 (8,125)	8,667 (8,264)
相談員の確保対策	相談員を確保するため、養成研修の実施や人材バンクを充実する。	2,956 (2,956)	—

新 被害防止啓発テレビCM・ラジオスポット事業

長野県くらし安全・消費生活課

1 背景・目的

高齢者をターゲットにした株式の購入等を持ちかける「もうかります詐欺」や息子や孫等をかたる「オレオレ詐欺」などの特殊詐欺、言葉巧みに高額な健康食品などを売りつける電話勧誘販売、親しく近づいて不要な布団などを売りつける訪問販売、また、社会経験の浅い若者をターゲットにした架空・不当請求やキャッチセールスなどの消費者被害が後をたたない。

そこで、高齢者（見守り者含む）及び若者それぞれに向けたテレビ・ラジオコマーシャルを制作し、定期的に放送することにより、継続的な注意喚起を行なうことで、消費者被害の未然防止を図る。

2 事業の概要

高齢者及び若者それぞれに向けたテレビCM・ラジオスポットを制作し、消費者被害防止の啓発を行う。なお、制作から放送まで一括して広告会社に委託する。

(1) 高齢者向け消費者被害防止テレビCM・ラジオCMの制作・放送

○長さとお制作本数

＜テレビ＞30秒スポット・1本 ＜ラジオ＞40秒スポット・1本

○内容

- ・高齢者に対して悪質商法などの消費者トラブルに遭わないように注意喚起するとともに、消費生活で不安なことや困ったことがあったらすぐに相談（相談電話番号を表示）するように促す内容
- ・高齢者の見守り者（家族、近所の方等）にも見守りの必要性が伝わる内容
（参考：高齢者が消費者トラブルに遭いやすい手口
利殖商法、訪問販売、電話勧誘販売、催眠（SF）商法 など）

○放送予定

年金支給日（偶数月の15日）を挟んだ15日間（4月、6月、8月、10月、12月、2月）
＜テレビ＞4月～10月は民放4社が1か月ごと担当し、12月と2月は2社ずつ担当する
＜ラジオ＞県内民放全2局が1か月ごと交代で担当する

(2) 若者向け消費者被害防止テレビCM・ラジオCMの制作・放送

○長さとお制作本数

＜テレビ＞30秒スポット・1本 ＜ラジオ＞40秒スポット・1本

○内容

- ・新たに社会に旅立つ若者を中心とした10代から20代の若者に対して悪質商法などの消費者トラブルに遭わないように注意喚起するとともに、消費生活で不安なことや困ったことがあったらすぐに相談（相談電話番号を表示）するように促す内容
（参考：若者が消費者トラブルに遭いやすい手口
架空・不当請求、キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法）

○放送予定

H28年3月の30日間（卒業シーズンであり、新たに社会に出る準備の時期のため）
＜テレビ＞30日間を前半と後半に分け、民放4社が2社ずつ前後半を担当する
＜ラジオ＞30日間を前半と後半に分け、県内民放全2局が交代で担当する

3 予算額 14,430千円（国交付金（10/10）14,430千円）

消費者被害防止高齢者見守りネットワーク構築事業

長野県くらし安全・消費生活課

1 背景・目的

高齢社会、核家族化が進行する中、消費生活相談における60歳以上の高齢者が契約当事者として占める割合は年々増加し、平成25年度は42.2%を占めている。

また、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の平成25年の認知件数195件の内、60歳以上の被害者の割合は83.1%と大部分を占め、高齢者に対する特殊詐欺・消費者被害の防止が喫緊の課題となっている。

高齢者の特殊詐欺・消費者被害を防止するためには、地域における様々な団体と消費者行政とが協働し、地域のネットワークを活用することが必要であり、本年6月に策定した、「長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画」では、全ての市町村に高齢者の見守りネットワークを構築することを目標に掲げている。

2 事業の概要

(1) 見守りネットワークの構築・活用

地域で見守り活動を行っている既存の組織が協力して「高齢者見守りネットワーク」を構築（既存のネットワークの活用を含む。）し、地域全体で高齢者の見守り・啓発活動を行うことにより、消費者被害の未然防止及び早期発見と消費生活相談等につなげる体制を構築する。

○ネットワークの構成員

消費者の会会員、民生・児童委員、自治会役員、防犯協会会員、ケアマネージャー、ホームヘルパー、訪問看護師・保健師等地域の実情に応じて構成

○ネットワーク構成員の取組

- ・高齢者の見守り及び被害防止に関する啓発活動
- ・被害又は被害の恐れを確認した場合の相談窓口等への案内・相談
- ・構成員相互の情報交換及び連携・地域住民への見守り意識の普及

○消費者被害防止連絡協議会による連携強化

必要に応じ、市町村が中心となり関係機関で構成する連絡協議会を設置し、連携の強化を図る。

(2) ネットワーク活動への支援（県の取組み）

設立に向けた助言や参加団体上部組織への要請のほか、次の事業を実施する。

○ネットワーク構成員等を対象とした見守り研修会の開催

○ネットワーク構成員への情報提供及び啓発グッズ等の作成・配布

○実施報告会の開催 等

3 事業の実施地域

平成26年度実施8市村を含む30市町村（地域）で実施する。

4 予算額 14,509千円（国交付金（10/10）14,509千円）

(1) 見守り研修会の開催（県下4地域で開催） 469千円

(2) 見守り・被害防止啓発用品の作成 14,040千円

新 消費者教育指導用リーフレット配布事業

長野県くらし安全・消費生活課

1 背景・目的

平成 24 年 12 月に施行された消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育の推進にあたっては、世代に応じて、また、学校・地域社会・家庭・職場等の場の特性に配慮した取組が必要となる。

特に学校教育においては、発達段階に応じた取組が求められているが、消費者教育以外にも様々な教育が求められている中で、教員への負担を減らしつつ、効果的な消費者教育を行っていくために、あらゆる機会を捉えて、消費者教育に取り組めるよう、指導する側として抑えておいてほしい消費者トラブルの知識や消費者教育に役立つ教材情報などをまとめたリーフレットを作成・配布し、消費者教育の推進を図る。

2 事業の概要

スマートフォンの普及やネット社会の進展に伴い、悪質商法の手口等も日々変化していることから、指導する側として押さえておいてほしい消費者トラブルの内容や回避方法、被害防止に役立つ教材情報などをまとめたリーフレットを作成・配布する。

①規格

A4 判 10 ページ程度、両面印刷、フルカラー

②作成部数

20,000 部

※全県の教員数+アルファして積算

③内容

- ・小中学校向けと高等学校等向けの 2 種類を作成する
- ・スマートフォンやインターネットゲームなどの危険性や注意点
- ・未成年の消費者トラブルの事例と対処方法
- ・被害防止や消費者教育に役立つ教材情報 など

3 予算額 433 千円（国交付金（10/10）433 千円）

新 消費者教育推進講師派遣事業

長野県くらし安全・消費生活課

1 背景・目的

平成 24 年 12 月に施行された消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育の推進にあたっては、世代に応じて、また、学校・地域社会・家庭・職場等の場の特性に配慮した取組が必要となる。

特に学校教育においては、発達段階に応じた取組が求められているが、消費者教育以外にも様々な教育が求められている中で、教員への負担を減らしつつ、効果的な消費者教育を行っていくために、研修会を希望する学校に対し、講師を派遣することで、消費者教育の推進を図る。

2 事業の概要

教員に対する消費者教育に関する研修会を希望する学校に対し、専門の講師を派遣して消費者教育の必要性や授業の進め方などについて研修を行なう。

※原則として、学校単位での教員への研修が対象であるが、学校や市町村教育委員会からの要請があれば、生徒や保護者を含めた研修や地域でまとまった研修へも派遣をする。

①派遣箇所数

28 箇所：(小学校 1 校＋中学校 3 校＋高校 3 校) × 4 圏域

※出前講座の実施状況を参考に＋アルファして積算。

過去の出前講座の実施状況では、8 割がた高校からの依頼であったが、H26 年度の 9 月末時点の状況では中学校からの依頼が多いことから、中学校と高校を同程度とし、これまで全然依頼のない小学校を少なくとも各圏域で 1 箇所程度実施できるよう設定した。

②派遣講師

- ・公益社団法人消費者教育支援センターの講師
- ・公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の講師
- ・文部科学省消費者教育アドバイザー など

3 予算額 956 千円 (国交付金 (10/10) 956 千円)

消費生活サポーター設置事業

長野県くらし安全・消費生活課

1 目的

刻々と変化する悪質商法に対処し、消費者被害を防止するため、身近な生活圏レベルでのきめ細やかな消費者教育が必要とされていることから、各地域・職域ごとに消費生活に関するリーダーとして啓発や消費者教育などを担う消費生活サポーターを募集し、養成する。

なお、平成 26 年度に策定した「長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画」の中で、地域・職域における消費者教育の核となる消費生活サポーターの創設が盛り込まれ、平成 29 年度までに、登録者数 300 人を重点目標として掲げている。

2 事業の概要

(1) サポーターの募集及び登録

- サポーターの募集にあたっては、市町村、福祉団体、消費者団体、企業及び大学等に、広く周知する。
- サポーターを希望する者は、消費生活室が開催する「消費生活サポーター養成講座」及びそれと同等と認められた県主催の研修を受講するものとする。
- 上記研修受講者をサポーターとして認定し、認定証を交付する。
- 消費生活センター、市町村及び関係機関等へ認定者の情報を提供し、効率的な活用を促す。

(2) サポーターの役割

- 各地域・職域における消費者への啓発、消費者教育の実施
- 消費者トラブルの相談窓口への誘導
- 地域における消費者被害防止のための見守り活動への参加、協力
- 消費生活に関する講座・セミナー等への参加
- 公民館活動等、地域の集会及び職域等における消費生活講座等の講師

(3) サポーターの任期

- 任期は登録した年度の 3 月末日までとし、辞退届の提出がない限り、翌年度も更新する。

(4) 平成 27 年度の実施計画

- 年度当初、新たに消費生活サポーター 100 人を目標に募集し、応募者を対象に、サポーター養成講座を 4 会場で開催し、サポーターとして認定する。
- **㊦** 平成 26 年度に既に消費生活サポーターとして認定され、自動更新となった者を対象に、地域・職域における消費生活に関するリーダーとしての知識や実践能力を更に高めるため、サポーター養成講座を 4 会場で開催する。

3 予算額 756 千円（一財）

⑨ 消費生活相談員資格取得支援講座

長野県くらし安全・消費生活課

1 実施目的

特殊詐欺や悪質な訪問販売・電話勧誘販売など消費者トラブルが多様化・複雑化する中、住民の利便性向上と迅速な問題の解決のため、市町村消費生活センターの設置、市町村の相談窓口の機能強化が求められていることから、「消費生活専門相談員」の資格取得を目指す一般県民や自治体の消費生活相談を担当する相談員・職員の資格取得を支援する試験対策講座を実施し、センター設置や相談窓口の機能強化に必要な人材確保の支援を行う。

2 実施主体

民間法人に委託して実施

(民間法人に委託する理由：研修目的を達成するためには、消費者関係法令・消費者問題に精通した講師の選任・依頼が重要であり、そのためには、類似の研修開催に豊富な経験と実績を有する民間法人に委託することが適当であるため。)

3 受講人数

30名程度

4 実施内容

- (1) 実施時期 平成27年7月～平成27年9月の土日10日間(1日5時間)
- (2) 実施場所 長野市内
- (3) 講座内容

独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員及び一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格の取得を目指すにあたって、基本的な知識を習得できるレベルの講座とする。

- (4) カリキュラム

消費者関連法、民法等の基礎知識、消費者問題、多重債務問題、相談事例研究 など

5 予算額 2,956千円(国交付金(10/10) 2,956千円)